

公益社団法人熊本県薬剤師会会費等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県薬剤師会定款に基づき、(以下「本会」という。)第8条第2項に基づき、正会員、準会員、終身会員、特別会員及び賛助会員並びに名誉会員の会費及び負担金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費等の種別)

第2条 本会の会費は、正会員会費、準会員会費、終身会員会費、特別会員会費、賛助会員会費、名誉会員会費とする。

2 本会の負担金は、学校薬剤師負担金及び保険薬局負担金とする。

(会費、入会金等の額)

第3条 種別毎の会費及び入会金の額は、別表1のとおりとし、負担金の額は、別表2のとおりとする。

2 本会に入会しようとする者は、入会申込書の提出と同時に入会金を一括して納入しなければならない。ただし、再入会の際は入会金を免除する。

3 B会員またはその他の会員が薬局を開局し、A会員となる場合は、入会金の差額を納入しなければならない。ただし、同一の個人または法人が新たに薬局を開局する場合は、これを要しない。

(納期及び徴収)

第4条 前条第1項の会費及び負担金は、会長の指定する期日までに本会に納付しなければならない。ただし、保険薬局負担金については、地震・津波・台風・豪雨・噴火等の自然災害、感染症の流行及びその他の非常事態によって、長期間にわたり保険薬局の業務を行えない場合は、理事会の決議により減免又は納付期日を延期することができる。

(入会及び退会の時期による会費)

第5条 会計年度中に入退会する会員の会費については、月割りとする。

2 既納入した会費は、返還しない。

(督促)

第6条 会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 督促通知にも係わらず、会費の納入を2年間以上滞納した場合、定款第11条第1項第2号により会員資格を喪失する。

(会費の用途)

第8条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和2年10月3日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

別表 1

熊本県薬剤師会会費等一覧表

(単位：円)

会 員 区 分		会 費	入 会 金
正 会 員	A 会 員 (開設薬剤師)	42,500	150,000
	B 会 員 (勤務薬剤師)	22,000	10,000
準 会 員		11,000	10,000
終 身 会 員		5,000	0
特 別 会 員		1,000	0
賛 助 会 員		42,500	150,000
名 誉 会 員		0	0

注：熊薬会報購読料は会費に含む。

別表 2

熊本県薬剤師会学校薬剤師負担金及び保険薬局負担金一覧表

区 分	金 額
学校薬剤師負担金	6,000 円/人
保険薬局負担金	処方せん受付回数×4.5円